

コロナ禍問題にみる全体主義への易き道

「恐れと不安」の自然な心理が「差別と排除」感情発生の社会的土壌

2020年12月13日

島根県みんなで考える人権講座

I. 新型コロナウイルス禍問題と差別・排除問題の様相

(1) 新型コロナウイルス禍の経緯と現状

①初動対応の遅れ（ダイヤモンド・プリンセス号問題による対応策はその後の縮図）

1. 香港で下船した乗客が新型コロナウイルスに感染していたことが出航後に判明したが、沖縄に寄港し、そのまま2月3日に横浜に停泊（3711人の乗客・乗務員に対し船内隔離要請）
2. 新型コロナウイルスへの認識不足と、クルーズ船隔離政策に見られる人権軽視の杜撰な対応（感染防止ではなく単なる検疫のための船室待機との乗客認識、フィリピンを中心にアジア系の人たち約1000人の乗務員は無防備で通常のサービス提供）
3. 通常の検疫ではなく、新型コロナウイルス検疫であることを乗客が知ったのは、船内での10人の感染者が判明した5日であり、その後14日間の船内隔離
4. この日本政府の脇天気な対応に各国は驚きを隠さずに酷評（台湾の迅速で徹底した対応策を世界は賞賛）
5. 船内陽性者の判明後も、遅々とした無策状態で、船内感染者が拡大（乗務員は検査もなく本国送還という棄民的対応）

②「隔離」「自粛」の是非に対する基本姿勢のあり方

1. 他者の生命を守るために、徹底した「隔離」「自粛」はやむを得ない措置
2. 但し、「隔離」者の人間としての尊厳を守るために人権配慮措置が必要不可欠
3. 同時に、新型コロナウイルス（COVID-19）感染症に対する正確な「情報公開」および「感染予防策」の衆知徹底、さらに感染者に対する「差別・排除を防止」する広報活動の強化
4. 強制・要請にかかわらず、新型コロナウイルス感染やその対策により生じたさまざまな権利制限に対する回復措置を制度的に保障する必要（生存権・労働権・教育権・社会保障権・営業権等々にかかる具体的な諸施策の展開）

③初動対応遅れの背景

1. 東京五輪の7月開催に固執（国内感染が拡大の兆しを見せはじめても、「各国に比べ日本では感染を抑え込んでいる」との姿勢を長らく維持）
2. 経済活動の停滞への懸念
3. 緊急事態に対する包括法と社会システム不在（的確な政府からの情報が発信されず、国民の「恐れと不安」の心理が拡大）

(2) 緊急事態への基本的対応のあり方

①3月13日「新型コロナウイルス対策特別措置法」が成立

1. この法律は、2012年に成立した「新型インフルエンザ対策特別措置法」の対象に新型コロナウイルスを加えた改正法
2. 共産党とれいわ新撰組を除く全会派が賛成多数で可決
3. 共産党の反対理由は、「基本的人権の制限に対する慎重な検討が必要」、「事態に対する専門家の判断の言及がなく、政府だけの独断になる危険性ある」からということであり、傾聴に値する重要な意見である。しかし、事態の緊急性に鑑み、

人命保護を最優先に諸施策を待ったなしで展開するということで賛成し、反対理由の内容は、附帯決議等で継続議論できる場を確保するということが政治的には賢明な判断

4. 一部には、「安倍政権下での緊急事態法の制定は戦争法につながる危険があるので反対」という意見もあった。これは、典型的な古典的護憲論の論調であり、現実遊離の空想論的主張である。

②改正「新型インフルエンザ等対策特措法」のポイント

1. 新型コロナウイルスを対象に暫定的追加
2. 期間は施行日から2年を経過する日までの間で、政令で定める
3. 全国的かつ急速な蔓延で、国民生活や経済に甚大な影響を及ぼすと判断すれば、緊急事態を宣言
4. 緊急事態宣言が発令された場合、知事は外出自粛などを要請できる。(私権制限の可能性)

③新型インフルエンザ等緊急事態措置の概要

1. 外出自粛要請、興行場、催物等の制限等の要請・指示(潜伏期間、治癒するまでの期間等を考慮)
2. 住民に対する予防接種の実施(国による必要な財政措置)
3. 医療提供体制の確保(臨時の医療施設等)
4. 緊急物資の運送の要請・指示
5. 政令で定める特定物資の売り渡しの要請・収用
6. 埋葬・火葬の特例
7. 生活関連物資等の価格の安定(国民生活安定緊急措置法等の的確な運用)
8. 行政上の申請期限の延長等
9. 政府関係金融機関等による融資等

④緊急事態に対していくかなる法制度が必要なのか

1. 2003年作成の民主党「緊急事態基本法案」がたたき台として適材〔注1〕
2. 国際自由権規約第4条の「制限事態の厳密定義」の趣旨を厳守〔注2〕
3. 今回のコロナ問題を契機に、「緊急事態対策基本法」および「人権委員会設置法」の制定をめざすとともに、現行関連法の見直しを行い、労働権、教育権、社会保障権にかかる抜本的な法制度改革が必要(雇用制度、教育制度、生活保護制度、中小企業支援制度、税財制度等)〔注3〕
4. 安倍首相が、緊急事態条項を憲法改正に盛り込むべきだと見解を憲法記念日に提示したが、これは「緊急事態」における人びとの不安な心理を自らの改憲論議に引き込もうとする卑劣な思惑である。しかし、それに反対する立憲民主党の枝野代表の「現行の災害対策基本法で示されている私権制限で十分援用できる」との主張も皮相である。
5. もっとも重要なことは、改正「新型インフルエンザ対策特別措置法」(新型コロナ対策特別措置法)にしろ、「災害対策基本法」にしろ、現行の緊急事態対策の関連法は、その立法スタンスに基本的な問題が存在。すなわち、これらの関連法は、国や行政機関がいかに私権・基本的人権を制限するかという「行政による個人制御」的観点からの立法構造であり、住民の生存権や非差別・平等権をいかに守るかという「民主主義・人権」的観点からの立法構造になっていないということであり、立法スタンスを転換して法構造そのものを改革する必要。その場合、個別バラバラの事態への対応策ではなく、今後もさまざまな形で起こり得る緊急事態(地震・風水害などの自然災害/コロナ感染症などの感染症/原発事故などによる放射能汚染等々)に対する包括的な「緊急事態対策基本法」が必要

【注1】2003年に民主党が決定「緊急事態への対処及びその未然の防止に関する基本法案」(ホームページで公開/国会論議にはならず)

①立法趣旨

- ①緊急事態における国の責務や、対処のための指針・理念を規定するもの
- ②国家権力の濫用・暴走を防ぐため、侵してはならない基本的人権、民主的統制の原則を明らかにするもの
- ③危機管理の権限を集中し、十分な人員と予算を確保した新たな組織＝危機管理庁の設置を明記するもの

②法案要綱

- ①基本的人権の保障（人権保障について差別的取り扱いの禁止／思想・良心の自由の絶対的な保障／報道・表現の自由の不可侵／国民の協力は強制にわたってはならない／特別な犠牲に対する正当な補償／不服申し立てその他の救済手続きの必要性）→【正確・迅速な情報公開条項が必要】
- ②国会による民主的統制のあり方（原則として事前の国会承認が必要／国会は措置の中止の決定ができる）
- ③緊急事態においてとられた対処措置に関する事後的検証
- ④緊急時事態における国民の保護
- ⑤危機管理庁（日本版FEMA）の設置 等
→【自治体への権限委譲と独自に支出できる財源担保条項が必要】

【注2】国際自由権規約第4条规定

「1 国民の生存を脅かす公の緊急事態の場合においてその緊急事態の存在が公式に宣言されているときは、この規約の締約国は、事態の緊急性が眞に必要とする限度において、この規約に基づく義務に違反する措置をとることができ。ただし、その措置は、当該締約国が国際法に基づき負う他の義務に抵触してはならず、また、人種、皮膚の色、性、言語、宗教又は社会的出身のみを理由とする差別を含んではならない。

2 1の規定は、第6条、第7条、第8条1及び2、第11条、第15条第16条並びに第18条の規定に違反することを許すものではない。」

【注3】『未来への大分岐』（マルクス・ガブリエル）

「心理学的な説明になりますが、もし政治がまとまなければ、ないことにしている他者の権利を認める必要が出てくる。それに対する、暗黙の恐れがあるのです。今、否認している他者の権利を認めることは、実際、とてもコストのかかる取り組みになりますから。」

（3）新型コロナウイルス感染対応の迷走の軌跡

- ①初動対応への遅れと拡大化する事態への「後手、後手」の泥縄式対応への批判
- ②突如とした全国一斉休校の要請（周到な準備もなく実質的には強権的発動）とエイプリルフール的「アベノマスク」の一帯2枚配布という愚策による混乱（不良・不評のマスクに500億円もの費用を投入するくらいなら医療体制強化に投入すべき）
- ③4月7日 「緊急事態宣言」（7都府県対象／5月6日までの期限）
- ④4月16日 「緊急事態宣言」を全国対象に拡大（13特別警戒都道府県）
- ⑤5月4日 5月31日まで期限延長を決定
〔緊急事態宣言下で、中小企業倒産、失業者の増大、路上生活者の拡大、DVや虐待の増加、子どもの教育格差への懸念増大、介護・福祉施設や医療施設の崩壊懸念等の社会不安が増大〕
- ⑥5月14日 39県で緊急事態宣言解除決定（8都道府県は継続＝北海道・東京・神奈川・埼玉・千葉・大阪・京都・兵庫）
- ⑦5月21日 3府県で緊急事態宣言追加解除（解除＝大阪・京都・兵庫／継続＝北海道・東京・神奈川・埼玉・千葉）
- ⑧5月25日 緊急事態宣言全面解除（7月末まで3段階緩和移行措置）
〔5月25日 新型コロナウイルス感染が世界最多のアメリカで白人警官による黒人のジョージ・ Floydさん暴行死事件発生→黒人差別への抗議行動拡大／これらの

抗議行動に対して「ミリシア」「プラウドボーイズ」「AWD」などの白人至上主義的主張を持った武装民兵組織が公然と闊歩／米社会では「1619プロジェクト」と「1776委員会」の対立が激化し、社会のあり方そのものが議論化]

- ⑨6月19日 移動自粛・休業制限全面解除
- ⑩7月22日 「GO TO キャンペーン」の開始（7月・8月は第1波を超える第2波の感染拡大状況／「感染防止」と「社会経済活動」の両立を強調）
- ⑪9月16日 菅内閣発足（安倍首相の体調不良辞職による後継内閣）
 - 1. 基本姿勢＝安倍政権の継承と前進／新型コロナ対策と経済の両立／自助・共助・公助の堅持
 - 2. 政権発足直後の政策にみる菅首相の危険な性格＝官房長官時代からの官僚人事権と情報掌握にもとづく権力集中による国民統制路線
 - ①ハンコ廃止（官僚統制）
 - ②携帯電話料金引き下げ（産業統制）
 - ③日本学術會議任命拒否（思想統制）
 - ④安倍政権時代の「森友学園問題」「加計学園問題」「桜を見る会」「南スーダンの国連平和維持活動の日報隠蔽問題」「裁量労働制に関する厚労省のデータ改竄問題」「障害者雇用率に関する厚労省のデータ改竄問題」「河井前法相夫妻の公選法違反逮捕問題」等々のスキャンダルに関わる政治責任回避の抑え込み（メディア統制）
 - ⑤コロナ対策に名を借りた国民への自粛・規制強制（国民統制）
 - 3. 「特高顔」に象徴される公然・隠然たる全体主義への道の危険性

緊急事態に対する認識とそこにおける民主主義・人権に立脚した「安心と安全」を担保する政策哲学を明晰に展開できない安倍首相の時々の会見の無味乾燥さは、人びとの恐れと不安を増幅させている。ドイツのメンケル首相の国民へのメッセージなどと比較すると、政治家としての資質の差は歴然としている。さらに、これまでの安倍政権の「嘘」の積み重ねで、人びとの政治への根強い不信感が存在していることが安倍メッセージの空虚さを増幅させている。緊急事態においては、常日頃の政治に対する人びとの信頼関係ができあがっていることが重要であることを改めて見せつけたと言える。今後の動向を見守り、事態収束後の真剣な検証にもとづき、今後も起こり得るであろう緊急事態対応への本格的で恒常的な制度設計が必要

II. 「恐れと不安」の自然心理が「差別と排除」の社会感情へ転化する仕組み

(1) 「恐れと不安」のもとで飛び交う嘘情報と排除・差別行為

- ①ネットや口コミで、嘘情報が氾濫（物資不足、新型コロナウイルス効用、特定名の感染情報等）
- ②世界と国内での感染拡大のもとで、「新型コロナウイルスバッシング」の様相
- ③さいたま市で朝鮮学校に対するマスク不配布対応（排除の論理）
- ④感染陽性者、医療関係従事者、福祉関係従事者、物流運送関係従事者、清掃関係従事者などに対する差別・排除の行為や風評
- ⑤マスク自警団、自粛自警団などの同調圧力行為の拡大

(2) 差別発生のメカニズム

- ①異常事態に対する自然な「恐怖と不安」の感情が差別・排除の論理を醸成
- ②異常事態回避のために「原因」「敵」を特定する「不合理な論理」（嘘）が跋扈
- ③原因・敵とされた特定の人びとの差別・排除観念が生み出され、社会に浸透
- ④差別・排除観念が定着すると、社会意識としての差別観念となり、社会構造にも影響
- ⑤社会意識と社会構造が差別を生み出す往還的な因果関係となり、差別存続への根拠
- ⑥「恐怖と不安」が存在し、「嘘」（フェイクやデマ）が跋扈し、「差別と排除」が常態化すると、民主主義や人権が破壊され、全体主義を到来させる条件が醸成

「全体主義の運動は、現実そのものよりも人間の心が必要とするものに適した一貫性のある嘘の世界を召喚する」（ハンナ・アーレント『全体主義の起源』）

「全体主義とは、個人に対する全体（国家・民族）の絶対的優位の主張のもとに諸集団を一元的に組み替え、諸個人を全体の目標に総動員する思想および体制」（『広辞苑』）

「「全体主義」という言葉は、イタリア・ファシズムのリーダー、ムッソリーニが「全体国家」の樹立を目標としたのに対してこれを批判する意味合いで作られた。そこには国民に対して「全体の利益」のための滅私的政治を要求する国家体制への告発がこめられている。この言葉で最初告発の対象とされたのは、独伊のファシズムであったが、1939年の独ソ不可侵条約以降ナチス・ドイツとスターリン治下のソビエトが「全体主義国家」として同一視されるようになり、ついで第二次大戦後は、50年代の冷戦期の状況のなかで、もっぱら共産主義諸国が「全体主義」とされるにいたった。「全体主義」支配の特徴付けとしては、フリードリッヒによる6つの指標（単一のイデオロギー、単一の支配党、秘密警察、国家による情報の独占、武器の独占、中央統制経済）が有名だが、今日では、一方で、この標識の形式性、支配の一枚岩的性格の過大な強調、個人独裁の軽視などが実証的歴史研究の前進を背景に批判され、他方で、先進社会に顕在化した管理社会的状況との異同が検討されつつある。」（『社会学事典』）

「ポピュリズムという概念を持ち出すのは、現代社会を診断する賢い手法ではありません。それでは、現在の社会状況をうまく説明できないのです。では現在起きている問題の核心にあるものとは、何なのか。私がまず提示してみたいのは、公的な領域と私的な領域の区別の破壊です。そして、その背景にある新たな形の全体主義に現代社会が脅かされているのではないか、と考えているのです。」

「全体主義では、あらゆる私的なものが、公的なものになりかわっていきます。…完全な全体主義の体制がどういうものだったのかを、思い出してみましょう。たとえば、中国の文化大革命戦前の日本の全体主義、ナチ・ドイツの独裁体制などです。これらの全体主義の運動を特徴づけていたものは、人々が家族や隣人を攻撃するようになったことです。…まさしく国家が、人々に私的な生活の空間を与えないようにした」

「ところが、現代社会で起きているのは新たな形の破壊です。公的な領域と私的な領域の境界線の破壊の仕方が新しくなっているのです。それは、全体主義的な「国家」が存在しないまま、その境界線が破壊されているということです。かつての全体主義と、現在の新たな全体主義とでは、そこが大きく違うのです。……今、進行している全体主義の核心は、デジタル化です。私た

ちのテクノロジーが「超帝国」なのです。つまり技術そのものとそれを操るソフトウェア企業群が、全体主義的な超帝国を形作っているのです。……現代では、人々は全体主義を心配し、独裁者の登場を怖がっています。けれども、独裁者などいないのです。……市民的服従があらたな全体主義の本質です。」(『全体主義の克服』／マルクス・ガブリエル／集英社新書／2020年)

(3) 緊急事態・非常事態における「差別と排除」にかかる歴史的教訓

- ①解放令反対一揆(1871年)
- ②1880年代の明治期におけるコレラ発生と被差別部落発生源報道(不潔=悪の温床)
- ③ハンセン病の「無癩県運動」と部落の排除(1916年「全国部落地名付癩村」)
- ④関東大震災時の朝鮮人虐殺事件・福田村事件(1923年)
- ⑤東日本大震災時の福島原発事故に係わる放射能風評被害(2011年)

III. ワイマール憲法下におけるナチの台頭—全体主義への易き道

(1) 麻生副総理の「ナチの手口に学べ」発言(2016年)

- ①2013年7月29日の麻生太郎副総理(当時)発言の要旨(直後に発言撤回)
「だから静かにやろうというんで、憲法もある日気づいたら、さっき話しましたけど、
　　ワイマール憲法にいつの間にか変わってて、ナチス憲法に変わっていたんですよ。
　　だれも気づかないで変わったんだ。あの手口に学んだらどうかね。」
- ②麻生発言前後の状況
 - 1. 2012年10月 自民党「日本国憲法改正草案」発表
 - 2. 2015年07月 集団的自衛権を容認する「国際平和支援法」成立
- ③日本国憲法は、解釈改憲によって実質上「改正」され、空文化の危機(真剣な憲法改正論議が必要)

(2) ワイマール憲法とは何であったのか

- ①ワイマール憲法とは何か
 - 1. 1919年8月11日に制定された「ドイツ国憲法」の通称がワイマール憲法
 - 2. 当時、ドイツ国は、一般的にワイマール共和国と呼ばれていたための呼称
- ②ワイマール憲法成立の歴史的背景
 - 1. 1914年 第1次世界大戦(1918年11月ドイツの降伏で終戦)
 - 2. 1918年11月にドイツ革命勃発(スバルタクス・ブントのカール・リープクネヒトやローザ・ルクセンブルクなどが活躍)で皇帝退位とともに敗戦。
 - 3. 1919年1月にワイマール共和国成立。共和国成立前のベルリン1月闘争でリープクネヒトとルクセンブルクは反共・反革命義勇団により拘引・惨殺される。
 - 4. 1919年6月 ベルサイユ講和条約調印→ベルサイユ体制を形成
 - 5. 当時、世界でもっとも民主的と言われたワイマール憲法に対して、ヒトラーは、民主主義そのものを原理的に否定し、その打倒を主張。
- ③ワイマール憲法(民定憲法)の特色
 - 1. 共和国連邦制で大統領制と議院内閣制(二院制)の併存
 - 2. ワイマール憲法は、世界で最初に「生存権」を定め、「労働権」などの社会権的基本権を広範に規定しており、当時世界で最も民主的な憲法として大きな影響

[例] 第109条 1 すべてのドイツ人は、法律の前に平等である。男子と女子は、原則として同一の公民的権利および義務を有する。

2 出生または身分にもとづく公法上の特権または差別は廃止される。

- [例] 第110条 1 国および各州の国籍は、国の法律の規定に従って取得し、喪失する。各州の国籍を有する者は、同時に国の国籍を有する。
- 2 すべてのドイツ人は、国内のすべての州において、その州の所属民と同一の権利および義務を有する。
- [例] 第151条 経済生活の秩序は、各人に、人たるに値する生存を保障する目的をもつ正義の原理に適合しなければならない。各人の経済的自由は、この範囲内で保障される。
- [例] その他、経営参加（第156条）、労働力の保護（第157条）、労働者の団結権（第159条）、産業労働者会議（第165条）等、経済生活に関する多様な社会権を規定

3. 問題は、大統領の「緊急命令権」の権限規定

① ワイマール憲法規定の「大統領の地位や権限」

- 第25条（1） 大統領は、ライヒ（国）議会を解散することができる。…
- 第41条（1） 大統領は、全ドイツ国民がこれを選挙する。
- 第43条（1） 大統領の任期を7年とする。但し、再任を妨げない。
- 第45条（1） 大統領は、国際法上、国を代表し、国の名において、外国と同盟を結び、および、その他の条約を締結し、使節を信任し、接受する。
- （2） 宣戦及び講和は、国の法律を以てこれをおこなう。
- 第47条 ライヒ（国）大統領は、国の全軍隊に対し、最高命令権を有する。
- 第48条（1） 国の憲法または法律によって課せられた義務を履行しないラント（州）がある場合、ライヒ（国）大統領は兵力を用いてその義務を履行させることができる。
- （2） ドイツ国内において公共の安寧秩序に重大に障害を生じ、または障害を生じる危険のあるときは、ライヒ（国）大統領は、公共の安寧秩序を回復するのに必要な措置を行い、必要あるときは兵力を用いることができる。このためには、ライヒ（国）大統領は、第114条（人身の自由）、第115条（住居の不可侵）、第117条（信書の秘密）、第118条（表現の自由）、第123条（集会の自由）、第124条（結社の自由）および第153条（所有権の保障）に定めた基本権の全部または一部を一時的に停止することができる。
- （3） 本条第1項または第1項に従って行ったすべての処置について、ライヒ（国）大統領は、遅滞なくこれをライヒ（国）議会に報告しなければならない。ライヒ（国）議会の要求あるときは、処置はその効力を失う。
- （4） 急迫の事情ある場合には、各州政府はその領域内において、かりに、第2項に定める処置を行うことができる。この処置は、ライヒ（国）大統領またはライヒ（国）議会の要求あるときは、その効力を失う。
- （5） 詳細は、ライヒ（国）法律によって定める。
- 第53条 ライヒ（国）宰相は、ライヒ（国）大統領がこれを任免する。国務大臣は、ライヒ（国）宰相の申請により、ライヒ（国）大統領がこれを任免する。

② 大統領の「緊急命令権」とはいかなるものか

- ④ 憲法の「第48条1・2項」に規定された内容が緊急命令権といわれるもの
- ⑤ 大統領が「公共の安寧秩序」が脅かされる緊急事態だと判断すれば、基本的権利を停止（剥奪）することができる武力行使を伴う命令権
- ⑥ 先進的な「譲ることのできない基本的権利」が、いとも簡単に大統領の緊急命令権によって剥奪され否定されるという立法構造が特徴

③ 「緊急命令権」はどのように発令されたか

- ④ 1932年7月 パウル・フォン・ヒンデンブルク大統領が、ペーペン宰相の意向を受けて、プロイセン州の社会民主党政権を「第48条1項」を使っ

て、罷免

- ⑥ 1933年2月 ヒンデンブルグ大統領が、ヒトラー宰相の要請に応えて、「国民および国家の保全のための大統領緊急命令」を発動

【国民および国家の保全のための大統領緊急命令／1933年2月28日】

国家を危うくする共産主義的権力行為の防衛のために、ドイツ国憲法第48条二項にもとづき、左の如く令す。

第1条 ドイツ国憲法第114条、第115条、第117条、第118条
第123条、第124条および第153条は、当分の間その効力を失う
故に、人身の自由・出版の自由を含む意見発表の自由・結社および集会
の自由の制限、信書・郵便・電信および電話の秘密の侵害、家宅捜索お
よび差押え命令、所有権の制限も、定められた限界を超えて、これを行
うことができる。

第6条 本例は、公布の日よりこれを施行する。

- ④ この「緊急命令権」が、大統領の独裁を招き、議会制を衰退させ、ひいてはワ
イマール共和国の崩壊に道を開いたといわれる所以

4. 憲法改正の手続き（硬性憲法だが8回の憲法改正を実施）

第76条（1）憲法は、立法により、これを改正することができる。ただし、ライヒ（国）議会において憲法改正のための議決をおこなうには、法律の定める議員定数の3分の2以上が出席し、出席議員の3分の2以上の同意があることを要する。ライヒ（国）参議院において、憲法改正の議決をおこなう場合も、投票数の3分の2以上の多数を要する。国民請求にもとづき、国民投票を以て憲法を決定する場合には、有権者の過半数の同意があることを要する。

（2）ライヒ（国）議会がライヒ参議院の異議にかかわらず、憲法の改正を議決した場合において、ライヒ参議院が2週間以内に国民投票に付すべきことを要求するときは、大統領は、この法律を公布することができない。

（3）全体主義的独裁体制を作った「ナチの手口」とはいかなるものか

① 全体主義独裁体制は合法的プロセスによって確立

1. 1922年1月に「国民社会主義ドイツ労働者党」（ナチ党）がミュンヘンで第1回党大会を開催し、ヒトラーが党首に就任（1921年に「ドイツ労働者党」は「国民社会主義ドイツ労働者党」に改称し、党首のドレクスターを追放し、ヒトラーが既に党首に就任）。有名な「突撃隊」（SA）、「親衛隊」（SS）を整備し、義勇団などを吸収して拡大強化。

〔注〕ナチズムの基本理念=社会的な身分や階級の別はあっても、ドイツ人は「ドイツ民族民衆」として、そして一つの「国家」として結束し団結しなければならないというもの

2. 1924年国政選挙に登場

3. 1930年9月の国政選挙で第2党に進出

- 1932年7月の国政選挙で第1党に躍進

〔注1〕誰がナチ党に投票したのか=工業労働者である失業者ではなく、中間層・職人階層・自営農民たちが投票。ナチズムは、予感的あるいは予防的危機感をいわば未然に吸収し、組織化

〔注2〕ナチ党の政策=①失業解消、②経済再建、③ヴェルサイユ体制打破

- ②ヒトラー内閣の誕生（1933年1月30日）

1. ヒンデンブルク大統領がヒトラー党首を宰相（首相）指名
2. ヒトラー内閣は12人の閣僚のうちナチ党員はわずかに2人＝フリック内務大臣・ゲーリング無任所大臣)

-----《ヒトラーの首相就任演説》-----

『あの忌まわしい日（独革命勃発と敗戦）から14年以上が過ぎました。国内外から与えられたさまざまな約束に目をくらまして、ドイツの民族民衆が我々の過去の最高の遺産を、国をも、みずからの名誉をも、みずからの自由をも、忘れ果て、それによってすべてを失ったあの忌まわしい日から。あの裏切りの日以来、全能の神は、わが民族民衆への祝福をやめ給うたのであります。反目と憎悪とが一挙に侵入しました。国民の統一が崩壊して政治的な利己主義と経済的な利害と世界観上の対立との混乱状態へと解体していくありさまを見て、あらゆる身分で生活する何百万人もの最良のドイツ人が、男女を問わず、この上なく深い悲痛の念に包まれているのであります。』

3. 1933年2月28日 「国民および国家の保全のための大統領緊急命令」（通称「国会炎上命令」／共産党と社会民主党の一部を弾圧・禁止＝日本の治安維持法と同質）←2月27日に起きた「国会議事堂放火事件」に対する措置
4. 1933年3月5日 国会選挙（43.91%の得票率／過半数に届かず第1党）
5. 1933年3月21日 国会開会と同時に「民衆および帝国の苦難を除去するための法律」を上程（通称「全権委任法」／憲法の改変に関わる法律なので3分の2の出席と出席議員の3分の2以上の賛成必要／このために「国会炎上命令」により87人の共産党議員を除外し、無断欠席議員は出席に算定）
6. 同年3月23日 審議と採決を行い、441対94で「全権委任法」を可決

-----《「全権委任法」（全5条）の概要》-----

- ①立法府である国会の基本的権限を剥奪し、行政府である政府が立法権限を持つ。（第1条）
- ②政府によって決定される法律は、憲法に違反することができる。（第2条）
- ③法律は国会で決めるという憲法規定は、政府によって決定された法律には適用しない。（第3条）
- ④外国との条約締結についても国会の承認を必要としない。（第4条）
- ⑤4年間の時限法（第5条）→無期限延長

7. 1933年4月7日 「称号、勲章および栄誉賞に関する法律」（政府の決定による選別で人間の平等権の剥奪）制定
 8. 1933年5月19日 「国民的象徴を防護するための法律」（→7月20日付の帝国内務大臣通達で国民の生活慣習化）
 9. 1933年7月14日 「遺伝性疾患のある子孫を予防するための法律」（断種容認→不妊手術者37万5千人／1938年から3歳未満の障害児安楽死が実行＝「生きる価値のない存在」に適用）
 10. 1933年7月14日 「帝国世襲農場法」（ドイツ民族民衆の血の源泉としての農民維持）制定
 11. 1935年5月21日 「兵役法」（アーリア人の血統である人物のみが防衛軍において上官たり得ると規定）
 12. 1935年9月15日 「ニュルンベルク法」（ユダヤ人差別の法律）ならびに「帝国労働奉仕法」（労働忌避者は強制収容所に送致）ならびに「国旗法」（1933年3月12日の「国旗掲揚の暫定的規制に関する大統領の布告」の法制化）の制定
- ③全体主義（ファシズム）を生み出す温床
1. 貧困と格差
 2. 疫病感染と天変地異（自然災害）

3. 民主主義否定の風潮
 4. 議会政治否定の風潮
 5. 憲法軽視の風潮
 6. 暴力・テロの容認・肯定
 7. 排外主義・少數者差別の容認・肯定
 8. 優生学の容認・肯定と広汎化
- ④全体主義に対抗できる真の力は人権・民主主義に裏付けられた「安心と安全の社会」
1. 「人間を尊敬する」人権の確立と共生の権利の承認（生存権・自決権・労働権・教育権・社会保障権は核心的権利=「人間が人間として存在するために譲ることのできない諸権利」）
 2. 民主主義は、人権の実現をめざす政治システムであり、平等を重視する価値観を内在（その本質は人民主権であり、人民間平等が前提の大原則）
 3. 安心と安全の社会を実現していく今日的な課題は、地域共生社会の実現（社会的富に対する官民協働の参加と自治にもとづく民主的管理・分配のシステム確立）
 - 4.とりわけ、現在では「デジタル化」が全体主義の温床（独裁者なき全体主義／市民的服従の全体主義）になる危険性を考えれば、ヘイト（差別憎悪宣伝）規制の充実はもちろんのこと、戦争煽動などに対する規制を「表現の自由」の論理を乗り越えて、抜本的に強化していくことが緊急課題

IV. 地域共生社会（安心社会）の実現にむけた取り組み課題

（1）今回の緊急事態宣言にかかる対応策の検証

①生活保障関係

1. 臨時特別給付金（住民登録者全員に一人につき10万円給付）
2. 全世帯にマスク配布（1世帯2枚／アベノマスク＝エイプリルフール的愚策）
3. 職業訓練給付・生活保護の条件緩和 等

②就労支援・産業支援関係

1. 雇用調整給付金（当初日額8330円→15000円／非正規労働者も対象／ハローワークから直接給付）
2. 持続化給付金／休業補償（自治体ごとに上限200万円／国が地方交付金で財源担保）
3. 事業者向け家賃助成（上限600万円補償／詳細未定）
4. 特別貸付（限度額6000万円→8000万円／無利子・無担保）
5. 福祉貸付事業（融資後5年間3000万円→4000万円／無利子）等

③住宅支援関係

1. 住居確保給付金

④人権保障関係

1. 差別的風評（患者・医療福祉関係者・清掃関係者・物流関係者等）
2. DV被害者への配慮

新型コロナウイルス緊急事態対応策においては、初動対応における安倍政権の迷走はあったものの、それを乗り越える民衆の鋭い批判的な行政監視の「静かな声」の存在により、その後の都道府県・市町村自治体の自発的・自律的な取り組みが功を奏し、概ね大過なく対応策が打たれた。その意味では、地方の自治能力を改めて見直す機会になり、財源・権限を大幅に地方に移す分権を促進する条件が整ってきていると判断できる。別言すれば、地方からの民主主義実現の基盤が徐々に成熟しつつある段階との判断も可能

(2) 新型コロナウイルス感染問題対応への緊急課題

①新型コロナウイルス感染防止策の徹底（医療体制の充実／生活スタイルの再考／正確な情報伝達）

②私権制限に対する補償方策の明確化（解雇禁止／休業補償／教育格差の是正等）

1. 自決権（自分のことは自分で決定する権利の尊重／自己決定権）

2. 労働権

3. 教育権

4. 社会保障権

社会権的人権の確保

③コロナ禍による生活弱者の個別事情に応じた救済・支援策の確立（生命と生活の擁護）

1. 非正規労働者（給与補償）

2. 路上生活者（民泊や社会的施設を活用した住宅提供と生保適用）

3. 生活保護者（家族支援）

4. 生活困窮者（家族支援と個別事情に適した生保個別8事業の弾力的運用）

4. 要介護高齢者（家族支援、介護・福祉施設への支援と充実化）

5. DV・虐待被害者（シェルター充実）

6. 中小零細企業・事業者（運転資金支援） 等

(3) 緊急対応策を普遍的・恒常的な社会制度へと改革

①雇用制度の改革

1. 失業保険制度の見直し（失業保険が本当に必要な人に行き届かない制度の問題）
2. 失業保険をかけることができる正規社員を守る制度であって、常に失業の危機にある非正規社員はほぼ対象外であり、失業保険基金には余裕（財源はある！）

②生活保護制度の改革

1. 現行の社会保障制度は「4つの柱」（①社会保険＝年金・医療・介護・雇用／②社会福祉＝障害者・母子家庭・高齢者・児童／③公的扶助＝生活保護／④保健医療・公衆衛生）で構成されており、生活保護制度は「公的扶助」の制度
2. しかし、温情的・融和的な「保護」という発想・姿勢から脱却するために「生活保障制度」に改称する必要
3. そのことにより、生活と尊厳を守る社会保障権としての社会保障制度に位置づけなおすことが必要
4. この観点から、稼働年齢対象者に、生活保護制度の8扶助事業の充実化と弾力的運用を通じて自立生活を可能にする「有期限化の制度」に改革
5. この場合、現行の生保対象の多数を占める高齢者については、別途「生きがい保障制度」を創設し、長年社会に貢献してきたことへの敬意をもった社会保障制度に改変
6. これらの「生活保障制度」や「生きがい保障制度」は、社会保障を受ける「権利」と社会構成員としての社会的自発的「責務」にもとづく制度として固定化（決して、権力からの強制を基底においた「権利と義務」という観点ではなく、社会構成員の自覚による「権利と責務」にもとづく制度の固定化）
7. 現行の「雇用制度」と「生活保護制度」を改革するこのような取り組みは、ベーシックインカムを乗り越える社会保障制度として展望することが可能

③財源確保の検討（制度改革を目的にした目的税）

1. 消費税（「権利と責務」に基づく目的税）

2. 法人税（累進課税／大企業への優遇税制廃止）

3. 相続税（累進課税／三代相続で元の財産はゼロ）

④緊急事態基本法の制定（「欲しがりません、勝つまでは！」的な戦時精神論の排除と「戦争法につながる」的な思考停止論からの脱却）

⑤人権委員会の早期創設（異議申立のシステム／世界人権宣言19条の精神＝抵抗権）

(4) 抜本的な社会制度改革を実現する新たな社会運動の構築

①反差別・人権確立の視点から改革すべき社会制度

1. 雇用制度（非正規雇用の改革）
2. 教育制度（教育の無償化と就学支援）
3. 社会保障制度（生活保護制度の改革）
4. 人権保障制度（人権委員会の設置）
5. 安全保障制度（沖縄差別の撤廃と米軍基地撤去）

②広範な協働闘争としての社会運動の再構築

1. 個別の課題ごとに問題解決をめざす「要求者組合」的運動を協働の力で組織化
2. 課題別「要求組合」をネット化して、協議・協働の場を形成
3. これらの社会運動を背景に、地域から政治や制度を変えていく取り組みを志向

以 上